

龍ヶ崎市総合体育館外 16 施設附属資料(1)

野球場「たつのこスタジアム」業務仕様書

令和 6 年 8 月

龍ヶ崎市健康スポーツ部

スポーツ推進課

目 次

1. 管理施設の範囲	1
2. 運営管理業務	1
3. 維持管理業務	2
日常・特別清掃業務.....	3
冬芝管理業務	4
機械警備業務	4
自家用電気工作物保守点検業務.....	5
消防設備点検業務.....	7
受水槽清掃業務	9

龍ヶ崎市野球場「たつのこスタジアム」は、市民の生涯スポーツの振興及び心身の健全な発達を図り、野球、ソフトボール等に利用できる施設です。

1. 管理施設の範囲

野球場「たつのこスタジアム」

- ・所在地 龍ヶ崎市松ヶ丘2丁目16番地1
- ・敷地面積 63,917.00 m²
- ・延床面積 854.83 m²
- ・建築構造 鉄筋コンクリート造、地上2階
- ・施設
メインスタンド（本部役員室、放送室、審判員室、記者室、更衣室、車椅子観覧室、受付、医務室、ダッグアウト、ブルペン、グラウンドキーパー室、エントランスホール、湯沸室、屋内用便所、屋内用多目的便所、観客用便所、選手ホール、用具庫、砂置場、器具庫、ポンプ室）
グラウンド（内野：混合土、外野：天然夏芝ティフトン、両翼100m・中堅123m、クッションフェンスH=1.5m）
スコアボード（電光LED掲示方式、H=7.5m・W=22.5m）
※大型映像装置に改修し、令和7年6月から供用開始予定
バックスクリーン（H=9.0m・W=20.5m）
照明塔（30基×6基、H=29.0m、照度内野：750ルクス、外野：400ルクス）
観客席（ベンチシート：約1,400席、芝生観覧席：約2,600人収容可能）
多目的広場 1面（11,000 m²）
屋外トイレ
駐車場（239台）、倉庫（2か所）

2. 運営管理業務

たつのこスタジアムのもつ機能を十分に発揮させ、利用しやすい野球場となるようサービスを図ってください。

- ①利用時には必ず人員を配置するとともに利用状況に応じて人員を増員し、スコアボード・放送機材等の使用方法の説明など利用者に親切丁寧に対応してください。
- ②総合体育館「たつのこアリーナ」で発行した利用許可書を確認し、必要に応じて備品の貸出しを行ってください。
- ③たつのこスタジアムの使用前後の開錠・施錠及び施設内の点検を行ってください。
- ④閉場中の警備に関しては、警備会社への委託等により、夜間及び休場日の安全を確保してください。

スポーツ教室等の開催

自主事業の実施

野球に限らず一般市民にも広く利用してもらえるような事業を実施してください。

高齢者向けの教室・子ども向けの教室・障がい者向けの教室等、時代のニーズにあった教室・イベント等を提案してください。

3. 維持管理業務

利用者が安心して施設を使用でき、快適かつ楽しく野球場等を利用できるよう、常にこれらを適正な状況に維持管理してください。また、維持管理作業を行う際は、利用者の安全に配慮してください。

業 種 種 別	内 容	仕 様
清掃	本部役員室、放送室、審判員室、更衣室、ダッグアウト・ブルペン・役員室等	日常 特別：随時又は年1回以上
	屋内トイレ・屋外トイレ	日常 特別：随時又は年1回以上
	スタンド観客席・スコアボード	特別：随時又は年1回以上
	窓ガラス清掃（両面）	特別：随時又は年1回以上
グラウンド整備	内野への土の補充・グラウンドの整地	随時
	エッジ切り（土壌物理性・化学性）	随時
	外野の芝刈り・抜き取り除草	随時
	芝生調査	随時
	芝生メンテナンス（肥料・除菌剤・殺虫剤散布等）	随時
	芝生スタンドの芝刈り・抜き取り除草	随時
	散水	随時
内野管理計画によるグラウンド管理	※別表	
刈芝の処分	刈芝を産業廃棄物として処分	随時
多目的広場整備	内野への土の補充・グラウンドの整地	随時
	内野の抜き取り除草	随時
	外野の芝刈り・抜き取り除草	随時
	散水	随時
除草	球場周辺・駐車場	随時
ゴミ拾い	球場周辺・駐車場	日常
機器の点検	スコアボード・放送設備、照明設備	随時
設備等保守 （委託業務）	機械警備保障（休場日・閉場時間）	通年
	自家用電気工作物保守点検	月次：月1回 年次：年1回

	消防設備保守点検	年 2 回
	受水槽清掃	年 1 回

※ 別表 たつのこスタジアム 内野管理計画

工 種	作 業 月	合 計
マウンド・ブルポン成形工	随時	随時
整地・転圧工・レイキ・バレー・ローラー工	随時	随時
荒整地工・バレー・リャブレード工	2 月	1 回
混合土敷き均し工 トップドレジャー工	2 月	1 回
ほぐし工 バイブロ工	2 月	1 回
円筒ローター攪拌工 円筒ローター工	2 月	1 回
化粧砂散布工 トップドレジャー工	2 月	1 回
ポイント設置工 材共	2 月	1 回
塩化カルシウム散布工	12 月 1 月 2 月 3 月	4 回

化粧砂散布工 トップドレジャー工 ポイント設置工 材共塩化カルシウム散布工

※材料

・精製黒土混合土 (6:4) 20 m³ ・洗い砂 20 m³ ・塩化カルシウム 100 袋

日常清掃業務

【屋内床】

ゴミを拾い床全面をモップで水拭きする。雨天時は随時モップで拭き取る。

【床以外】

自動ドア部分は、タオル等で乾拭を行う。汚れが落ちない部分は専用洗剤で拭き取り、タオル等で乾拭を行う。

扉及び便所は、汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。

トイレトーパー及び水石鹸を補充する。

洗面台清掃 (トイレ、ベンチ内) 17 器

特別清掃業務

- ・メインスタンド床洗浄、ワックス仕上げ 138 m²
- ・メインスタンド床洗浄・ワックス剥離・ワックス仕上げ 138 m² (5 年のうち 2 回)
(長尺塩ビシート貼り)
- ・メインスタンド磁器質タイル床洗浄清掃 123 m²
- ・メインスタンドウレタン床清掃 238 m²
- ・観客席清掃 (ベンチ・階段。壁面内側含む) 1,232 m²
スタンド観客席は雑巾等により埃や汚れを取り除く。

階段等の手摺は、タオル等で拭く。

・トイレ便器尿石除去清掃（鏡清掃含む）

大便器 17 器

小便器 13 器

・窓ガラス清掃（両面）

※仕上げ材や器具の材質に応じ、適切な清掃方法や洗剤、清掃用具を選定し業務を行うこと。

冬芝管理業務

（１）専門的な知識及び経験のあるものが適正に管理し、芝生の美観維持及び、健全な生育を図ってください。

最低 1 人は、芝草管理技術者 2 級以上又は同等の資格ある者で管理してください。

（２）播種 年 1 回（10 月）

播種に当たっては、器具を使用して手蒔きにて行ってください。また、播種の種類はターフタイプペレニルライグラスの種を使用し、40 g/m²以上を播種してください。

機械警備業務

1. 警備方式及び警備業務の再委託

警備方式は、機械警備とします。当該業務を委託する場合は、業務提携条件・協定事項等を記載した書類を市に提出してください。

2. 警備業務用機械装置

（１）警備用機械装置

① 警備業務用機械装置は、次の機能を有するものとします。

ア 建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能。

イ 施設内への侵入者を感知し、表示する機能。

ウ 火災発生を感知する機能。

エ ガス漏れを感知する機能。

オ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能。

カ 非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能。

キ 施設内各種設備警報盤と連結し異常を種類別に監視する機能。

ク 警備の開始、解除の操作を行う機能。

ケ 基地局に異常等の信号を送信する機能。

コ 一般公衆回線の断線を監視する機能。

サ 一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能。

② 業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去してください。

- ③ 業務開始に際し必要な機械等の設置工事及び指定期間満了等に伴う撤去工事については、指定管理者が行うものとします。

(2) 警備計画書

- ① 警備業務の実施にあたり、警備計画書を作成し、市に提出してください。
- ② 警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、指定管理者へ提出してください。
- ③ 感知器の種類・機能・数・位置及び警備可能範囲を表示した書類を提出してください。
(1種類にて複数機能を有するものは、その旨を明記してください。)

(3) 業務の報告

- ① 警備日誌
- ② 警備報告書 (1ヶ月ごと提出)
- ③ 事故発生時及び異常発生時には発生時より 24 時間内に点検対応報告書を市へ提出するものとします。

(4) 鍵の取扱い

推進項を順守してください。

- ① 複製はしないでください。
- ② 指定期間満了後に返却してください。
- ③ 業務遂行上、鍵を複製する必要がある場合は、市の承認を得てから行ってください。
- ④ 指定管理者が当該警備業務を委託する場合も同様な取扱いをすることとします。

自家用電気工作物保守点検業務

1. 業務内容

受電設備の定期点検・測定・試験 (月次・年次) 及び結果を報告してください。

2. 管理設備 設備容量：450KVA

受電電圧：6,000V

3. 点検、測定、試験業務の周期等

点検の種類は、月次点検、年次点検とします。なお、電気事業法第 42 条及び関係法令に基づき、保安規定の定めによる業務を行うものとします。

4. 定期業務

- (1) 点検、測定、試験の実施及び報告書の提出 (点検実施月の末日まで)。ただし、キュービクル内清掃時についても報告書を作成し、市に提出してください。

(2) 点検、測定及び試験の結果、電気工作物に経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項があるとき、並びに電気工作物に異常が発生し又はその恐れがあるときは、速やかに市に連絡してください。

(3) 点検、測定及び試験の基準等（月次点検及び年次点検）

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検
受 電 設 備 () を 含 む)	責任分界となる区分開閉器引込線等 (架空電線、支持物ケーブル)	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		区分開閉器動作試験		○
		保護継電器動作試験		○
		保護継電器動作特性試験		○
	断路器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断器、開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		動作試験		○
		内部点検		○
		絶縁油の点検・試験		○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	計器用変成器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	変圧器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		内部点検		○
		絶縁油の点検・試験		○
電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
母線	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
配電盤・制御回路	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
	保護継電器動作試験		○	

		保護継電器動作特性試験		○
		計器校正試験		○
		制御回路試験		○
	受電設備の建物・室、キューピクルの金属箱	外観点検	○	○
	接地装置	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○

消防設備点検業務

1. 業務内容

(1) 消防設備点検

消防法第17条の3の3に基づく消火設備の点検を行ってください。

① 外観及び機能点検 年2回

(消火器具、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、誘導灯)

② 外観、機能及び総合点検 年1回

(消火器具、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、誘導灯、配線)

(2) 防火対象物定期点検

消防法第8条の2の2に基づく防火対象物の点検を行い、適否の判定等を行ってください。

2. 点検項目

(1) 外観及び機能点検

①消火器具

設置状況、表示・標識、外形、内部等・機能

②自動火災報知設備

予備電源・非常電源(内蔵型)、受信機、感知器、発信機

③非常警報器具及び設備

非常電源(内蔵型)、放送設備

④誘導灯

外箱・表示面、非常電源(内蔵型)、光源、点検スイッチ、ヒューズ等、結線接続

(2) 総合点検

①消火器具

設置状況、表示・標識、外形、内部等・機能

②自動火災報知設備

同時作動、煙感知器等の感度、総合作動、配線(専用回路、開閉器・遮断器、絶縁抵

抗、耐熱保護)

③非常警報器具及び設備

音響装置・スピーカーの音圧、総合作動、配線（専用回路、開閉器・遮断器、絶縁抵抗、耐熱保護）

④誘導灯

配線（専用回路、開閉器・遮断器、絶縁抵抗、耐熱保護）

(3) 防火対象物点検

①届出②消防計画③協同防火管理協議会事項④避難上必要な施設及び防火戸の管理⑤防災物品の表示⑥圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出⑦消防用設備等の設置⑧消防用設備等の届出・検査⑨その他

※当施設に該当しない点検項目については、消防法の規定に基づき適正に処理してください。

3. 消防設備等一覧表

(1) 消火器

消火器種類	本数
粉末消火器（加圧式）10型	4本

(2) 自動火災報知設備

受信機	蓄積式	P	
	定格電圧	AC100V、DC24V	
	予備電源	24V0.225AH	
発信機	P型2級 屋内型3個		
感知器	機種	種別	個数
	差動式スポット型	2種	31個
	光電式スポット型	2種	3個
	定温式スポット型	1種	2個
	定温式スポット型（防水）	1種	
音響設備	種別		
	放送設備との連動	有	
	鳴動方式	一斉鳴動	

(3) 非常放送

放送設備	増幅器	型式	定格電圧	定格出力	
		EM-A364	AC100V	360W	

	操作部	型 式		定格電圧		
		EM-E96		回線数		
	スピーカー	配線方式	型式	スピーカーの種類	音圧	施設方式
2線式 3線式		ホーン型 個 コーン型 30個	L級 30個	L級 90dB	壁掛型 6個 埋込型 24個	
起動装置（自動火災報知設備を除く）						

(4) 誘導灯

器具			設置個数
誘導灯	非常口誘導灯	B級・BH型	5個
	廊下通路誘導灯	B級・BH型	3個

4. 提出書類等

(1) 業務計画書

※作業員名簿、資格証明書・免状等〔写〕、工程表等含む

(2) 消防設備等点検結果報告書 各1部

※点検・記録写真、不良機器・箇所一覧及び図表、その他必要書類を添付

(3) 防火対象物点検結果報告書 2部

受水槽清掃業務

1. 業務内容

1年に1回、定期的な受水槽の清掃を行い、厚生労働大臣の登録を受けた者の水質検査を受けてください。

2. 対象施設の仕様

受水槽 FRP製 (32 m³) プリジストン (型式 SHT-15型)

3. 報告

業務終了後、報告書及び写真（作業前・作業中・作業後）を速やかに市に提出してください。